

「底が突き抜けた」時代の歩き方 296

連合赤軍の兵士たちは誰に、どこで、処刑されたのか - 映画『光の雨』

連合赤軍事件についてごくごく簡単に解説すると、60年代後半のベトナム反戦運動を身体的闘争として過激に展開してきた新左翼セクトから、武装闘争路線を提唱する武闘派集団が現われ、銀行を襲撃して資金調達策に力を入れる赤軍派の「金」と、銃砲店から散弾銃を強奪するなどの事件を起こしていた革命左派（京浜安保共闘）の「武器」とが手を結び、71年に連合赤軍を結成。翌72年2月、5人があさま山荘を占拠し、10日間に亘って警察と銃撃戦を繰りひろげた。逮捕後、山中のアジトなどで「総括」の名のもとに、計14人の同志が死に至らしめられていたことが発覚した。この事件によって左翼の活動は急速に衰退していった。尚、革命左派出身の連合赤軍最高幹部の永田洋子（57）と、坂口弘（55）は死刑が確定し、現在も東京拘置所で存命している。『週刊新潮』（02・3・14）によると、松果体部腫瘍という脳腫瘍に冒されている永田洋子は、頭痛が日増しにひどくなり、鎮痛剤が欠かせない生活を余儀なくされているという。法廷で失神する一幕もあり、記憶障害も甚だしく、彼女の弁護を担当してきた秋田一恵弁護士に送られてくる手紙も文字量が減り、体調不良を訴える内容が多くなっている。獄中30年を迎えた永田洋子と16年間のかかわりを持つ秋田弁護士は、現在も自らに対する「総括」を課しつつけている永田洋子を襲う記憶障害について、こう記している。

《彼女は今、著しい記憶障害とも闘っている。腫瘍が発見された時におこなわれた放射線治療によって、正常な細胞も壊される、いわゆる脳壊死の状態が起こり、彼女の記憶を徐々に奪っているのだ。

彼女の表現を借りれば、それは「ポトポトと記憶を落とす」というものだった。

永田にとって、「記憶」は何より大切である。忘れたい記憶、振り向きたくない過去と敢えて向き合っ、格闘していくことが彼女の存在意義である。それなのに、一度は手術で治ったと思っていた病気が、元の症状に戻っていく。

贖罪と反省の日々を過ごす受刑者が、その過ちの記憶を失っていく不安と衝撃は、計り知れない。

同志被害者たちの名前さえ忘れるかもしれない - 亡くなった人々の生命の尊さを心に刻み続けていきたいと念じている彼女は、今、病気によるその記憶障害を精神力で必死に克服しようとしている。

その執念は、壮絶というしかない。》

獄中生活30年の永田洋子は、「今、著しい記憶障害とも闘っている」。しかし、獄外にいる我々は、自分たちを襲っている「著しい記憶障害とも闘っている」とはとてもい

えない。記憶障害の自覚すら我々にはないからだ。しかも永田洋子の記憶障害は脳腫瘍に起因しているけれども、我々が陥っている記憶障害は執着すべきなものをも持たない生きかたに起因している。獄外にいる我々もまた、本当は各々一人一人の内に誰にも触られたくない獄中を深くかかえこんでいるであろうのに、そこからますます遠ざかるうとして、踏みとどまる力、踏ん張る力を見失ってきている。

永田洋子が全力を挙げて自らの記憶障害とたたかわなくてはならない理由は、はっきりしている。それは、国家権力と果敢にたたかって「革命」を志してきた筈の自分（たち）は、どうして14名の同志を死に至らしめるといふ、「革命」に似ても似つかわない致命的な過ちを冒してしまったのか、という問いだ。もう少し新左翼的な用語を使っていえば、組織内の個々人の抑圧の上に成り立つスターリニズムを超えようと試行してきた自分たちの運動が、どうしてスターリニズムと全く同等の行為に墮することになってしまったのか、という問いである。連合赤軍の最高幹部としてすでに自死した森恒夫と共に、14名の同志のリンチ殺人に最大の責任を持つ永田洋子こそ、この問いに自らの命を賭して向き合わなければならなかった。森恒夫亡き今、自分がこの問いに取り組みなければ死ぬに死ねないという思いであったにちがいないし、またその取り組み以外に亡き14名の同志への鎮魂は見当たらないという決意と覚悟を刻む獄中の日々であったであろうことが、彼女の数冊の著書から伝わってくる。

「今、病気によるその記憶障害を精神力で必死に克服しようとしている」永田洋子の「執念」はでは、30年の獄中生活でどのような「自己総括」にまで掘り下げられているのか。獄中の彼女と最も身近に接してきている秋田弁護士の文章には、おそらく彼女と向き合うなかで把握してきたにちがいない彼女の考えのまとまりが、次のように散見される。

《連合赤軍の人々は、精神的にも肉体的にも極限まで自分自身を鍛え、一人一人が「共産主義化」していかなければならないという結論に達し、それを同志全員が実践しようとした。一人一人が、対権力との闘いのために、その能力を極限まで高めようとしたのだ。

しかし、やがてその個々人の共産主義化は、「総括」という名の自己批判を生み、多くの同志の死をもたらすことになる。

当時も、また現在の私たちにとっても苦手な考え方ではあるが、実は自立した組織とは、構成する人々の自立が前提である。一人一人にきちんと自分の権利や自立があって、初めて組織は成り立つのだ。しかし、個人が自立しないまま、それぞれの「共産主義化」を果たそうとしたのだから、悲劇が生まれぬはずがなかった。権利の確立と行使の仕方を知らないままの集団は、歯止めがなく真摯だけに盲信と暴走を生む。まさにあの悲劇は、彼ら事件にかかわった人たちの未熟さ、純真さが生んだものだと思う。》

彼らの「未熟さ、純真さ」の上に、《永田の愚直なまでの真面目さ》が加わって、《14名の同志の命が失われるという類を見ない事件》が惹き起こされていったということだ。果たして、これが30年の獄中で呻吟しながら、抉りだすように掴み取ってきた「総

括」なのであろうか。こんな「総括」へと踏みだすようなら、「14名の同志」は鎮魂されるどころか、更なる無惨な死者がその中心から絶え間なく泡立ってくるといわねばならなくなってくる。「個人の共産主義化」などという発想は、戦前の帝国軍隊にも連なる体育会的発想にほかならないし、その発想に対置して個々人の自立 自立した組織という陳腐な常識を即座に繰りだす発想自体も、「未熟」そのものという以外にない。国民一人一人が自立していなくとも、国家は自立するように、個人の自立と組織の自立とは逆立しており、個人が自立しているなら、組織などは不必要なのである。「個人の共産主義化」を「個人の自立」へとお題目を替えただけのことで、そこに「権利の確立と行使の仕方」などという法律用語が挿入される始末なのだ。

秋田弁護士は一審判決で、<（事件が）組織防衛とか路線の誤りなど革命運動自体に由来するごとく考えるのは、事柄の本質を見誤ったというしかない> <あくまで被告人永田の個人的資質の欠陥と森の器量不足に大きく帰因> <自己顕示欲が旺盛で、感情的、攻撃的な性格とともに強い猜疑心、嫉妬心を有し、これに女性特有の執拗さ、底意地の悪さ、冷酷な加虐趣味が加わり、その資質に幾多の問題を蔵していた>と、リーダーとしての永田洋子や森恒夫の個人的資質や力量に事件の要因の多くが帰せられていくことに、《あの事件は本当にそんなものだったのか》と疑問を呈している。しかし、彼女が「まさにあの悲劇は、彼ら事件にかかわった人たちの未熟さ、純真さが生んだものだと思う。」とか、永田洋子特有の《その必死さ、真面目さがあの悲劇を生んだことは否定できない》というとき、彼女自身も連合赤軍のメンバーの資質や力量に悲劇の要因を見出している点では、一審判決と基本的に変わらないのである。

もちろん、こう書いているのはあくまでも秋田弁護士であって、永田洋子ではありえないから、両者を同等視することは避けなくてはならない。しかしながら、秋田弁護士は16年間も寄り添ってきた永田洋子のよき理解者として振舞っているのが感じられる。少なくとも彼女の文章には、連合赤軍事件の「総括」をめぐる、彼女と永田洋子が根本的な対立を繰り返してきたという痕跡はどこにも認められない。痕跡や葛藤どころか、次の文章をみると、彼女の考えと永田洋子の考えが確かに融合しているとしかいいようがない。

《獄中30年、彼女は今も昔と変わらず国家権力と闘いつづけている。

しかし、獄中から送られてくる彼女の手紙や文章には、あの時の同志の苦しみ、そしてその気持ちを思いやることのできなかつた自らの悔恨の思いに占められている。

それは、人間の持つ「弱さ」自身を否定しなければならなかつたあの運動の時には見られないものだ。

彼女の著書『私 生きてます』（彩流社）にはこんなくだりがある。

<（私は）自分が今生きているということへの居心地の悪さが常につきまとい、不合理な感じがあった。それは、総括が進めば進む程、14名の同志たちがいかに素晴らしい人たちであったか理解させられ、私がどう思おうと彼ら彼女らが決して生き返ることはないという事実が重くのしかかってくるからである。（中略）私には、連立問題におけ

る自分の誤ちを自分で許さず、つきまとうそれらから逃げない生き方しかない。そうしてこそ、14名の同志たちに対して恥ずかしくない生き方を求めていくこともできる。しかし、そこにとどまっていたは何の前進も成長もない。そこからどう出発するのが私に問われ続けていたのである>

色のない、拘置所という限られた空間で、永田は今も総括をつづけていた。

それは、安易な反省をして権力者に頭を垂れることとは、根本的に異なるものだ。

人を思いやる心。あの悲惨な事件の主役となった彼女は、のたうちまわるような病苦の中で、自分に起こったことを他人におきかえ、思いやることのできる人間に変わっていた。自ら死刑囚という究極の弱者でありながら、永田は獄中生活の中で他人への共感と思いやりという理念をいつの間にか獲得していったのだと思う。》

続けて「ベトナム戦争反対という目的のために、武装闘争路線をとったことが間違いのひとつでした。武装闘争を支えるだけの内実がないのに、手段のみ先鋭化、武装化してしまっただけです。これで世の中から私たちは遊離してしまいました。いま思えば、とても自分たちのできないことを目指してしまっただけです……」という現在の永田洋子の咳きも、書き留められている。

同志たちと一緒にいる時は彼らを一方向に思いやることのできない人間であったが、彼らをリンチ殺害して数十年も獄中に入れられ、事件のことを何度も振り返るうちに、「14名の同志たちがいかに素晴らしい人たちであったか理解させられ」、彼らのことを「思いやることのできる人間に変わっていた」ということが、そこに綴られている。秋田弁護士の言葉では、「自ら死刑囚という究極の弱者でありながら、永田は獄中生活の中で他人への共感と思いやりという理念をいつの間にか獲得していった」ということだが、もちろん、「他人への共感と思いやり」は「理念」なんぞではなく、猜疑心や嫉妬心と同様、自然な感情である。獄中で罪責感に打ちのめされている永田洋子と、そんな彼女を支えようとしている秋田弁護士の関係をみていると、「総括」の苦しさか「人間だもの」の相田みつを的世界へ逃れつつあるような気がしてならない。

「総括が進めば進む程、14名の同志たちがいかに素晴らしい人たちであったか理解させられ」るようなところへ行きつくような「総括」は、はっきりいって、「個人の共産主義化」というフィクショナルな観点から落伍者の烙印を押して、彼らをリンチ殺害するに至ったそのときの「総括」の裏返しなのではないか。「14名の同志たちがいかに素晴らしい人たちであったか」という永田洋子の獄中での思いは、映画『光の雨』のラストで原作者の立松和平が、「本当はみんないい子だったと思いたい」と締め括るナレーションと響き合っているが、事件についての思考停止状態がそんな感傷に浸らせているとしか思われない。永田洋子も秋田弁護士も、そして映画『光の雨』も避けているが、山岳アジトという閉鎖空間では、現在から振り返って、殺された「14名の同志たちがいかに素晴らしい人たちであったか」としても、もし立場が入れ替わっていたなら、彼らの何名かが生き残って、永田洋子や森恒夫らが処刑されているかもしれないような、そういう殺し殺されあう関係が生起していたにちがいがなかった。

「個人の資質、そして女性の劣等性に事件の原因を持っていく」判決に、心底衝突しようとするのであれば、自分が最も大きく手を下したことの罪責意識からとはいえ、処刑した14名の同志たちを「素晴らしい人たちであった」と美化することも、また「人を思いやる心」が自分には深く欠損していたと過剰に反省することも、事件の「総括」を一人で引き受けようとする懸崖に臨む覚悟からすれば、無用であったし、停滞にしかすぎなかった。仮に処刑された同志たちが30年後の永田洋子からみて、「素晴らしい人たち」であったとして、なぜ彼らの「素晴らしさ」こそが山岳アジトでは、革命戦士としての弱点とみなされなくてはならなかったのか。そうみなした永田洋子たちのほうに問題が大きくあったのか。それとも、そうみなさざるをえなくなるところまで全員が追い詰められていたとして、彼らを追い詰めていたのは何であったのか。国家権力であったのか。自分たちを武装闘争にまで引き込んだ革命の理想が、呼吸困難なところまで自分たちを追い詰めていったのか。

「総括」というものは、リンチ殺人の要因を自分たちの未熟さ、愚かさに見出すところでなされてはならない。なぜなら、成熟したリーダーの下でなら、あんな事件は起きなかったという救いを前提としているからだ。リーダーの未熟さ、愚かさを論ずるなら、問題はその未熟さ、愚かさが革命を目指す集団の中では、むしろそうみえずに、それにどうしても従わざるをえなくなってしまうところにあるのではないか。「人を思いやる心」の欠損についても、同様のことがいえる。本当のことをいえば、集団の中では「人を思いやる心」が欠損していたというよりも、「人を思いやる心」を持たないことこそが、「個人の共産主義化」にとって不可欠であるとみなされていたのではなかったか。国家権力とたたかう非情さの前では、「人を思いやる心」は革命戦士にとっての弱さと同等視されていた筈である。

自分たちが歩いてきた途は、別のもっと成熟した人々であったなら、事件が起こりえなかったであろうような途としてではなく、誰が歩いて、同じことを仕出かしてしまうような、免れることの不可能な途にまで掘り下げたところでの「総括」が永田洋子に求められていたのだ。映画『光の雨』のテーマが、「山岳アジトで何が起こったのか？

14人の若者はなぜ死んだのか？」であり、《連合赤軍事件を2001年の映画にする為にはどうしたらよいのか？》(映画パンフ)という問いを見据えていたのであれば、映画もまた、永田洋子とは別の場所からの「総括」に赴く必要があるのはいまでもない。その「総括」の度合いによってしか、映画に「2001年」が訪れることはありえないだろう。永田洋子が不安に満ち満ちているように、映画もまた、不安に満ち満ちている。その一端がすでに「14人の若者はなぜ死んだのか？」という問いにあらわれており、「なぜ死んだのか？」ではなく、「なぜ殺されたのか？」であって、彼らは誰に、どのような場所で殺されたのか？ という問いにいくらかでも突き入らなければ、映画を撮ったことにはならないということは自明であろう。

2002年4月12日記